

原子力衛星の法的規制

——国連宇宙空間平和利用委員会における原則案の審議経過——

On the Legal Regulation of Nuclear Power Satellites

——From the Progress of Deliberation on Draft Principles in UNCOPUOS——

三 好 幸 治

1 問題の所在

人工衛星などの宇宙物体の動力源として放射性物質や原子炉が利用し始められたのは、20年以上も前のことである。¹⁾ 米国は SNAP 計画 (Systems for Nuclear Power) に基づき、20 個を越える衛星を打ち上げ、うちの 3 個が消滅した。これらの衛星はいずれもアイソトープ発電器 RTG (radioisotope thermoelectric generator) といわれる装置を備えていたが、1 個は大気圏内で燃え尽き、2 個は太平洋上に落下したため、地上の放射能汚染を引き起こすことはなかった。²⁾ 他方、ソ連は 70 年代に入ってから、原子炉を搭載する衛星の打ち上げを活発化させてきた。³⁾ 衛星の動力源として原子炉を利用する最大の利点は、とりわけ偵察を目的とする衛星に必要な、比較的大きな電力を供給できる点にある。⁴⁾ しかし、原子炉を搭載する衛星が万一地上に落下した場合には、アイソトープ発電機とは比較にならない程の重大な放射能汚染が発生する危険がある。⁵⁾ 1978 年 1 月 24 日、カナダ北西部に落下した原子炉衛星コスモス 954 号事件は、こうした放射能汚染の危険がいかに広範囲に拡大するものかを事実でしめしたものであった。⁶⁾

カナダ政府は放射性物質の回収作業を進めるとともに、国連宇宙空間平和利用委員会に対して原子力衛星の規制問題を審議するよう求めた。カナダ政府の提議は、宇宙活動における原子力の利用が環境に与える潜在的な脅威に注目し、最高の安全基準を確保した上で、原子力の利用に関する制度の発達を援助すること、既存の国際法規の再検討を通じて、新しい国際法制度を構想することを求めるものであった。⁷⁾

コスモス 954 号事件を契機として、国連宇宙空間平和利用委員会において、原子力衛星の規制が論じられることになったが、特に論議を呼んだものは通報制度、緊急援助、賠償責任、および安全確保措置の問題である。宇宙活動、原子力利用といういずれもが、事故

の発生が重大な損害や環境汚染を引き起こす虞れのある活動であることに注目すると、単に発生した損害の賠償や補償の範囲の明確化を図るといふ、伝統的に国家責任の枠内で論じられてきた問題を越えて、事故の発生自体を防止するための措置義務や損害の拡大を防止する義務という問題に関心が集まっていることがわかる。チェルノブイリ原子力発電所事故を契機として、原子力の分野で国際的な通報制度と援助体制の法制度化が図られたように、⁸⁾ 重大な、そして国境を越える影響を与える虞れのある活動に関して、事故の発生・拡大の防止の法制度を創設する動きは、環境保全が重要な国際的課題となってきたことを示しているだけでなく、国際法の体系のなかにこれらの義務を明確に位置付けることを求めているように思われる。⁹⁾

本稿は、原子力衛星の利用原則に関する国連宇宙空間平和利用委員会の審議経過の検討を通じて、「高度に危険な活動」から発生する事故・損害にたいする国家の義務と責任の新しい法制度の構想を考察しようとするものである。活動自体の合法性に拘らず、事故・損害の発生に対して国家の責任を問おうとする場合、損害の事実以外にその根拠は見出し難い。それゆえ、責任は発生した損害を基礎に考えざるをえなかった。しかし、原子力損害のように、被害の発生が長期に渡って継続する場合には、賠償ないしは補償によって問題の解決を図ることは被害者に不当な負担を強いるものであろう。このような活動に対しては事故の発生そのものを防止する以外には公平な解決はありえない。活動の禁止が不可能な場合には、たとえ事故・損害が発生したとしても、事後の十分な或は完全な救済を可能とする程度に、被害を押しこむ措置が不可欠のものとなる。このような措置を事前におよび事後直ちに執る義務の明確化が新しい法制度の課題なのである。¹⁰⁾

2 国連宇宙空間平和利用委員会の審議経過

1978年に委員会に対して問題提起を行ったカナダの主張は、先ず第一に、一方的な原子力衛星の利用は地上の国家に対して不当な危険を及ぼすものであるとして、その利用自体の正当性を争うものであった。そのため、原子力の利用が他の動力源の代替を許さない程の利点を有することが明らかにされねばならず、さらに、利用にさいして要求される安全基準が定められないかぎり、原子力の利用は直ちに停止（モラトリアム）されるべきであると主張した。こうした考えに基づき、科学・技術小委員会に対し、(1)代替動力源の評価、(2)安全基準設定の技術的な可能性の検討、(3)環境汚染に対する特別の注意、(4)早期の通報の技術的可能性(再突入の時間、危険の程度、場所等)、(5)搜索、回収、浄化のための緊急援助の国際的な制度の展開の可能性、などを検討すべき課題として提示した。¹¹⁾ この提案は小委員会で承認され、委員会および国連総会においても確認された。

つづいて、法律小委員会にも、原子力衛星の利用に伴う危険から、人の生命の安全を守

り、有害な汚染から地球と宇宙空間の環境の保護を最高度に確保するために、関係する法律文書の再検討を求める提案が行われた。カナダの他 15 カ国によるこの提案は、その年に審議はなかったが、「実効的な」国際基準の設定、通報義務の創設、緊急援助の国際制度の樹立を求める内容であった。¹²⁾

1979 年、科学・技術小委員会の中に「宇宙空間における核動力源 (Nuclear Power Sources) の利用に関する問題」の作業部会が設置された。同作業部会は、原子力衛星の打ち上げから回収までの活動のすべての段階において、適切な放射線防護措置の基準となるものとして、国際放射線防護委員会 (ICRP) の勧告を取り上げた。さらに、原子炉の利用について、十分に高い軌道で運用されるかぎり安全性に問題はないこと、低い軌道で運用された場合に放射性物質の大気圏内および地上への拡散の虞れが生じることを認めた。¹³⁾

科学・技術小委員会の審議は、宇宙空間における原子力の利用の是非の決定は技術的な理由によるべきものとする見解が多数を占め、安全性、搜索・回収、通報の問題に集中して行われた。1968 年の救助返還協定に基づき、搜索・回収の義務は、被害国側の要求があれば、打ち上げ国に課されると解する一方、被害国がいずれの国に援助を求めるかの決定はその主権的権利に基いてなされるべきものと考えた。通報がいかなる場合に義務的なものとなるかについての明白な基準は存在していないことを認めるとともに、早期の通報の重要性が強調された。小委員会の議論の方向は、原子力の利用が宇宙活動の分野から決して排除されるべきではないとする点で一貫していた。¹⁴⁾

同年の法律小委員会では、技術的解決が先行すべきではなく、原子力利用の厳格な条件の設定が緊急の課題と主張するカナダと、総会決議 (A/33/16)¹⁵⁾ の中で、大気圏内への再突入の危険を伴う故障が発生した場合の関係国への通報の「義務」がすでに承認されており、これが遵守されるかぎり、当面の問題は解決済とするソ連の立場が対立した。¹⁶⁾ 法律小委員会の新議題として原子力衛星の利用を取り上げるか、いかなる形で審議を進めるかについて、委員会は結論を出すことができず、問題の解決は総会に委ねられた。総会は新議題として取り上げること、および作業部会の設置を決議した。¹⁷⁾ こうして、法律小委員会においても作業部会が審議の中心となっていた。

1980 年以来、両小委員会の議論は並行して進められたが、基本的には科学・技術小委員会での「技術的コンセンサス」が法律問題の審議の基礎とされてきた。審議の基本的な方向をこのような技術的見解が支配したことは他の議題と比して原子力衛星に関する問題の審議の特徴といえることができる。

このコンセンサスの第一のものは、宇宙空間における原子力の利用が好ましい技術的な選択とする「技術的」コンセンサスである。カナダなどが主張したような、「高度の危険性」のゆえに、原子力の利用は、その利益を享受することのない国に対して、いかなる脅威も与えるものであってはならず、最高度の安全性が確保されないかぎり、停止されるべきで

原子力衛星の法的規制

あるという「危険の不存在 (absence of risk)」の考え方は採用されることがなかった。¹⁸⁾ 科学・技術小委員会は、原子力の利用にメリットが認められるかぎりその利用が排除されるべきではないという前提にたち、原子力の利用に伴う「追加的な危険」が受け入れられるレベルに維持されるために必要な安全措置の検討を進めた。¹⁹⁾ 宇宙活動が本来持っている危険は受忍される範囲内のものであり、これに追加される危険への対応措置が検討の対象と考えたのである。しかし、原子力の利用が単に追加的な危険の提示に留まるか、或は危険の性質を変更する程の問題を提起するかは未だ明確ではなかった。それゆえ、原子力の利用に際しては「すべての安全の条件が満たされること」が要求されたのであった。²⁰⁾

このような前提は法律小委員会の議論を拘束した。カナダ提案でさえ、原子力の利用が合法的な宇宙活動であることを前提として、その利用に伴う追加的な危険に対処するために、現行法規では不十分な点を明らかにし、その補充を考えるという立場を採らざるをえなかった。²¹⁾ したがって、その補充は、原子力に特有の危険である放射能の防護の観点から発生する問題の解決に限定された。同時に、このような立場からの検討でさえ、補充の必要性を示すことになる。現行法規上、原子力の利用は合法的かつ望ましい利用であって、現在の規則で十分カバーされているとするソ連の立場は、緊急事態の発生の通報を要請する総会決議の存在を根拠としていた。このことは、逆に、故障した衛星の再突入の危険が存在する場合であっても、現行法規によるかぎり、落下が予想される国に対してさえ、通報する義務が存在しないことを示している。

原子力利用の安全確保と規制のために明細な規則が必要と考える国においても、また、現行法で十分と主張する国であっても、委員会で作成される規則の法的な性格について、多くの議論が提出された。拘束力ある規則の作成にとって原子力の安全基準のようなきわめて技術的なルールは馴染まない、新規則が多くは現行の条約規定に特定の解釈を押し付けることになる、条約改正を必要とするものなどの主張があった。こうした主張に対し、新規則は条約規定の特定の解釈を行うものではなく、原子力という特定の事態への条約の適用を確保するものであって、その限りでの明確化の必要のために新しい規則が作成されなければならないと主張された。この点で、最終的に作成される規則が、単に個々の条約の締約国のみを拘束するものではなく、原子力を宇宙活動に利用しようとするすべての国を拘束するものとなるべきであることに大方の一致が認められることは注目すべきであろう。²²⁾ そのために必要な形式として「原則宣言」という総会決議の形で採択されるものか、独立の条約として採択されすべての国の参加のために開放されるものかの決定は将来の検討に委ねられている。

1982年より、委員会は、提出された作業文書を基礎として、進捗がもっとも期待される問題の検討から、審議を始めていった。翌1983年には、早くも、再突入の危険を伴う故障が発生した場合の通報の様式と手続について、基本的な合意が生まれている。²⁵⁾ 1985年まで

に、法律小委員会は緊急時の通報と援助に関する原則案のテキストについてコンセンサスの成立を認めるまでになり、議題のタイトルも「原則案の作成」に変更した²⁴⁾。

3 法的問題点

宇宙空間での原子力の利用のレジームを確立するために必要な措置として、次のようなものがあげられる。事故の発生を防止するために、十分な安全基準を設定すること、被害の発生・拡大を防止するために、事前の通報体制を整備すること、および被害国に対する国際的な援助体制を確立すること、そして、発生した損害の完全な或は十分な補償を実現するために、賠償または補償の範囲を明確に定めること、の四点である。宇宙空間平和利用委員会では、これらの主要な論点を含む11の原則からなる提案に基づき、各原則ごとに審議が行われている。本章では、前記の4点に関する原則案を中心に、委員会のなかでコンセンサスまたは相当の合意が成立してきたものから整理・検討していくことにする。

1. 通報制度の確立

すでに総会決議 A/33/16 のなかで、再突入の危険を伴う故障が発生した場合における関係国への通報が打ち上げ国に要請されている。しかし、この総会決議の要請から、直ちに、かかる場合の通報が法的義務として確立しているということとはできない。それゆえ、通報を打ち上げ国の義務として規定し、かつ、通報の内容、行う時期、通報が与えられるべき関係国の範囲、および被害を受ける虞れのある国が関連情報の提供を求める権利などの明確な定めが必要となる。さらに、原子力衛星の打ち上げにあたって、事前にそのことをすべての国に通報することを打ち上げ国に義務付けるべきかが問題となる。いずれの問題も宇宙条約、救助返還協定、宇宙損害賠償責任条約および宇宙物体登録条約のいずれにも規定がないか、或は規定の拡大を必要とするものである。

故障発生時に打ち上げ国が通報すべき内容については、科学・技術小委員会の検討に基づいて、1983年には、ほぼ合意が達成されていた。このなかには、衛星の基本的な特徴、搭載する核動力源の種別を含む放射能の危険に関する情報の他に、情報・援助を求めるために接触すべき打ち上げ国の機関を明示することが含まれる²⁵⁾。さらに、1985年までに、通報を行うべき時期についてもコンセンサスの基礎ができていた。再突入の危険を伴う故障が発覚した場合は、直ちに関係国および国連事務総長に対して通報を行うものとし、さらに、再突入の時間と場所をできるかぎり予測しうるために必要な情報を更新し、落下が近づくに従い、更新頻度を増加させる義務が打ち上げ国に課されることになった²⁶⁾。通報を受け、求める権利を有する関係国の範囲についての明確な規定は置かれていないが、当初の国連事務総長への通報だけではなく、衛星が上空を通過する国などの被害を受ける虞れの

ある国に対して、直接に通報が行われるべきであるという主張が受け入れられた。このことは、情報の提供を要求する権利を明確に支持することとなる。

通報制度の確立に関連して、最も争いがあったものは事前に原子力衛星の打ち上げを通報することを打ち上げ国に義務付ける必要性の問題であった。登録条約によれば、打ち上げ前に宇宙物体に関する情報を提供することを義務付けられてはいない²⁷⁾。原子力衛星の打ち上げにかぎって、事前にそれを要求しようとすれば、条約当事国のために条約の改正を行うか、別個の条約を作成するかの必要が生じてくる。さらに、一般的に事前の通報は無用の不安を生じさせるとして反対を表明する国もあった。現在では、この問題は安全基準と関連させて論じられている。(但し、1979年月条約では、月面上に放射性物質を置こうとする国は事前に国連事務総長へ通報することが義務付けられる²⁸⁾。)

2. 国際的な援助体制の整備

原子力衛星が地上に落下する危険が生じた場合、被害の発生を事前に防止し、それが避けられないときには、被害の拡大を最小限に留めるために、落下の場所をできるかぎり早く特定し、住民の避難を進めたり、防護措置を展開することが必要である。被害を受ける虞れのある国自体が落下地点を正確に予測し防護措置を実行する能力をもつ場合の外は、かかる能力を有する国の援助が不可欠のものとなる。そのため、打ち上げ国以外の国も、再突入の危険の発生にともない、衛星の追尾や情報の提供について国際的な協力をを行い、落下物の捜索・回収活動を援助する用意を進めなければならない。このような措置の必要性についてはほとんど反対はなかった。ここでの最大の問題は、打ち上げ国に課される援助義務の内容と、第三国が与えた援助の費用の負担を打ち上げ国に課することができるか否かであった。

救助返還協定においては、領域内に有害と信じる理由のある宇宙物体を発見した国は、打ち上げ国にその旨を通告することができ、通告を受けた打ち上げ国は、領域国の指示と管理の下で、被害発生の危険を除去するための実効的な措置を採らなければならないことになっている(第5条4項)。ここでの打ち上げ国の措置義務は領域国の物体の回収・返還への協力義務と表裏をなしている。領域国の物体の回収・返還への協力によって回収・返還が行われた場合の費用については、打ち上げ国が負担することが明記されている(同条5項)が、領域国が自ら或は第三国の援助を得て行った危険の除去のための措置の費用の負担については条約中に明示の規定が存在しない。宇宙損害賠償責任条約では、宇宙物体により引き起こされた損害が人命や環境に対する重大な危険を示している場合、被害国の要請があれば、打ち上げ国は「適当かつ迅速な援助を与えることの可能性について検討」することが求められる(第21条)。この規定では、可能な範囲で援助を与えることが約束されているだけで、被害国の要求する援助に応じる義務を認めたものとはいえない。

このような現行の条約規定の不備を補うために、原則案の審議過程では、打ち上げ国に要求される援助の内容とその義務の強化が論議された。打ち上げ国は「現実の及び潜在的に有害な影響を除去するために必要な援助」の提供を迅速に申し出なければならない。ここでいう「必要な援助」の内容は事故原因などの調査のためではなく、有害な結果を生じさせる危険の除去のために必要なものであることが明らかにされた。同時に、打ち上げ国以外の国や国際機構も、被害国の援助要請に可能なかぎり応えるものとされた。

ここで残された問題は、打ち上げ国の援助提供の申し出に対して、被害国側がそれを拒否することができるか、言い換えれば、打ち上げ国には援助を与える権利があるのか、というものである。これは、コスモス 954 号事件において、カナダとソ連の間で争いとなった賠償の範囲の問題に関係している。ソ連は自国の参加していない捜索・回収活動の費用の負担を拒否し、賠償問題の解決を困難にした。ソ連は、捜索・回収活動はもとより、二次損害の発生を防止するためにも、衛星の構造や放射性物質の性質について熟知している専門家の参加が不可欠であり、そのような専門家を提供しうるのは打ち上げ国に限られていることなどを理由として、打ち上げ国の援助の権利の必要性を主張した。²⁹⁾しかし、領域内にいずれの国の専門家を入れるかは領域主権を有する国家の主権的決定の範囲内の問題であって、被害を与えた国が他国の領域内に入る権利を要求できるとすることには強い反対が示された。³⁰⁾また、航空機事故の調査のために航空機の登録国の専門家が招請される例が示されたが、ここでの援助の目的は、事故原因の調査ではなく、被害の拡大を防止することであるゆえ、必ずしも打ち上げ国の参加が不可欠とは言えないと主張された。確かに、こうした対立はあったが、被害国の意思の尊重が問題の基礎であって、加害国に何らかの法的な権利を与えることは本末転倒であろう。被害国が必要とする援助は、現在および将来の危険の除去であるということから、被害国による要請が打ち上げ国の援助の提供にも必要とすることで合意された。

被害国および加害国の他に捜索・回収および浄化活動に必要な能力を有する第三国の参加が認められたことから、第三国が行った活動の費用をいずれの国が負担すべきなのか次問題となる。また、このような費用は宇宙損害賠償責任条約が定める賠償責任の範囲に含まれるのか否かが議論されることになる。

3. 損害賠償責任の範囲

宇宙損害に関しては、一定の場合を除き、打ち上げ国が全面的な責任を負う「無過失責任」の原則が導入されている。こうした責任制度の承認が示すように、宇宙活動は本来的に「高度の危険性」を有するものであることは公知の事実であろう。原子力の宇宙活動への導入がこのような危険性を決して減少させるものでないこともまた明らかである。

損害賠償をめぐる議論も、原子力の利用が宇宙活動に「追加する危険」の性格の理解の

相違に大きく関わっているように思われる。主に放射能被害がその追加的危険を構成するものなのか、それゆえ、その危険を受忍できる範囲にとどめることで十分とみなすか、あるいは、宇宙活動として受忍される限度を越えているゆえ、そもそも利用されるべきものではないとするのか、ということが最初の大きな争点であった。両小委員会の審議の方向は、前者の立場に従ってきたことは既に見た通りである。そのため、原子力衛星から生じる損害の賠償においても、賠償の範囲が活動の継続を完全に禁止するほどに拡大されることは制限されなければならないことになる。対象となる活動の存在の承認がある場合にはいかなる範囲の賠償が認められるかではなく、いかなる範囲に賠償が限定されるかという問題として検討されねばならない。こうしてみると、まず、現行の条約においては宇宙活動から生じる損害の賠償責任の限界がどこに認められているのかを明らかにした上で、原子力衛星が追加する危険に応じて、その限界がどこまで引き上げられるかを検討しなければならぬ。

委員会の審議で最も対立したものは、宇宙損害賠償責任条約が原子力衛星が引き起こす損害をどの程度カバーしているか否かではなく、条約自体の解釈³¹⁾であった。先ず第一に問題となるのは、いかなる損害が賠償の対象となるかである。宇宙物体によって直接引き起こされた損害だけでなく、間接的に生じる損害の賠償をどの範囲まで認めるか。さらに、条約第 12 条は原状回復を賠償の基準としているが、原状回復原則においてしばしば争われる、損害発生前の状態への復帰に留まらず、損害が生じなかったらならば存在するはずの状態への復帰を求める、いわゆる逸失利益の補償が条約上認められているか。このような議論は、改めて、1972 年条約の規定の曖昧さを暴露することになった。

捜索、回収および浄化費用の負担については明示の規定を設けることで一応の合意が生れている。これが、賠償責任の範囲を拡大するものなのか、あるいは賠償に含まれていないことを示したものかについてはまだ争いがある。しかし、作成される原則が条約を修正も解釈もするものではないことには合意があり、討議の基礎とされたカナダ案のテキストは条約第 12 条とほぼ同文となっている。

4. 安全確保措置

原子力の利用に伴う危険から、人間と環境を守るためには、確認された安全基準に基づく、実効的な安全確保措置が不可欠である。この措置には、事故の発生を防止するためのものだけでなく、万一事故が発生したとしても地球にその危険が及ぶことを回避するための措置も含まれねばならない。1981 年の科学・技術小委員会のコンセンサスが示しているように、「すべての安全の条件が満たされる」ことが宇宙空間における原子力の安全利用の条件なのである。

科学・技術小委員会は、安全基準になるものとして、ICRP の勧告を取り上げた。これ

は放射性物質を使用する基本的な考え方を示したものである。第一に、積極的な利益をもたらすものでないかぎり、放射性物質の利用を認めない。第二に、放射線照射は、経済的、社会的必要を考慮して、合理的に行うことができるかぎり、低いレベルに留めること。第三に、人体が受ける放射線量は、いかなる場合であっても、ICRPの勧告する制限を越えてはならない、と定められている。このような安全基準が原子力衛星の利用にも適用される。

安全基準自体の検討は、専ら、科学的、技術的観点から行われなければならないが、その基準の遵守を確保し、実効あるものとするために、いかなる措置が必要となるかは、勝れて、法的検討の対象とされるものである。法律小委員会が検討してきた安全確保措置は三つのレベルのものを含んでいる。

第一のものは、宇宙物体の構造、形態が安全基準に適合するよう確保するための措置である。殊に、原子炉衛星に関しては、使用される燃料物質を濃縮ウランに限定することや原子炉の運転を軌道上にある時間に制限することなどの措置が審議されている。

第二のものは、危険回避措置である。原子力衛星が、任務の終了或いは故障の発生によって、安全基準を満たしていない状態のまま大気圏内に再突入してくることを防止するために、衛星自体を再突入の危険のない軌道に移動させるか、宇宙空間にある間に回収するかなどの措置を義務付けることが検討されている。こうした危険回避措置を必要とする理由の一つは、衛星が、偵察、監視を目的とするため、再突入の危険の高い、低高度軌道を利用しているからである。たとえ原子炉衛星であっても、十分に高い軌道で利用されるかぎり、地球へ放射能の危険を及ぼすことはない。³²⁾ 科学・技術小委員会で確認された安全利用高度を無視して行われる活動のもたらす危険を回避するため、あらゆる措置を執る義務は当然承認されなければならない。審議の中でも、原子力衛星の利用は nuclear-safe-orbit (核安全軌道) に制限されるべきであることが主張されていた。³³⁾ 安全に利用できるものを、自国の利益のために、すべての国に危険を及ぼす形態で利用する国家は、その活動が引き起すすべての結果に全責任を負わねばならないというべきである。危険回避のため一定の措置を義務付けられたとしても、他国が被る潜在的な危険に比べれば、それは僅かな代価に過ぎない。

第三のレベルの安全確保措置は通報制度である。先に述べたように、打ち上げ前に通報を求める必要性については争いがあった。確かに、事前の通報が直接に事故の発生を防止することには繋がらないが、安全基準に適合した活動であることを事前に公表させるならば、一定の事故発生の抑止の効果は期待される。そのため、原子力についてのデータと安全性の確認のために行われた試験結果などのアセスメント・データの通報が求められた。しかし、事前の通報や安全性評価データの公表を求めることは、現行規則である登録条約の下での通報制度を大幅に修正・拡大することになる。このような措置の必要性は一般的

に認められるにしても、国家に義務付けることを正当とするほどの積極的理由が示されな
いかぎり、現行規則で十分と主張する国家の同意は得られない。小委員会の審議において
は、登録条約に基づく通報を行う際に、原子力衛星であること、および、その一般的性質
に明示に言及することで合意されようとしている。また、安全性評価の実施の必要性に反
対はなかったが、そのデータの公表の義務付けにまでは到っていない。

4 結びにかえて——新制度の展望——

国連宇宙委員会における原則案の審議は最終段階を迎えつつある。法律小委員会の作業
部会は、1988年の会期中に、カナダ案を基礎として、数度の読会を行った。すでに、通報
と援助の原則についてはコンセンサスが成立していたが、国際法(国連憲章および1967年
宇宙条約を含む)の適用についてもコンセンサスが生まれ、さらに、国家責任、紛争解決、
および、他の国際条約との関係などの原則にもほぼ合意が認められている。また、賠償責
任の原則をめぐる議論は、1972年条約自体の解釈の相違に起因するものであって、原子力
衛星の問題に限定されたものではなかった。そのような対立にも拘らず、搜索、回収およ
び浄化の費用を打ち上げ国が負担することが明示された。

このような段階で、なお、大きな対立を残しているのは、安全確保措置に関する原則で
ある。どの程度に具体的な措置の内容が定められねばならないか。この問題は、最終的に
作成された原則にいかなる法的性格が付与されるかに関わるが、法的義務として、その遵
守を求める場合には、余りに技術的、詳細な規定は国家の側の行動の自由を奪うことにな
るとして受け入れられない虞れが大きくなる。反対に、余りに漠然とした原則では、実効
性に疑問が生まれてくる。法技術として、どの程度の国家側の自由を残し、どの程度の明
細な内容が実効性を保障するために必要かは、直ちに明らかとなるものではない。

原子力衛星の利用に関しては、一定高度以上の軌道上にあるかぎりは、地球へ影響を及
ぼすものではないことが、最初に確認されなければならない。それにも拘らず、敢て地球
に影響する危険を冒してまで、低い軌道で原子力衛星を利用する場合は、安全確保措置が
必要となるのである。低い軌道での原子力衛星の利用の必要性を主張する国家は、それが
もたらす危険に勝る利益の存在を証明しなければならない。そうした有益性の証明と承認
があってはじめて、危険の甘受或いは受忍を他の国々に求めることができる。原子力の利
用一般の有用性は否定できないが、それは「すべての安全の条件が満たされる」場合だけ
であって、安全の条件を一つでも欠くときには、活動自体の危険に勝る有益性の証明が必
要となるのである。

安全確保措置の明細な規定の必要性は、事故の発生を防止する目的から認められるだけ
でなく、原子力衛星の利用の前提条件を明らかにするためにも認められるのである。

注

- 1) N. Jasentuliyana, *A Perspective of the Use of Nuclear Power Sources in Outer Space*, *Annals of Air and Space Law*, Vol. IV(1979), pp. 521-524 ; U. N. Doc., A/AC. 105/220, p. 13.
- 2) Jasentuliyana, *op. cit.*, p.521.
- 3) U. N. Doc., A/AC. 105/220/Add. 1, pp. 16-19.
- 4) RTGは通常1 kw以下の発電力しかなく使用時間も限定される。そのため、半減期の長いプルトニウム238が利用されるが、極めて毒性が強く危険である。これに対し、原子炉は重量上の制約は有るが、供給できる発電力に制限はない。ウラン235を使用すれば数百年にわたり、必要な電力を提供できる。U. N. Doc., A/AC. 105/220/Add. 1, pp. 9-11.
- 5) 最も危険な場合は原子炉が作動したまま地上に激突する場合である。最悪の核爆発が発生する可能性は考えられていないため、放射性物質の拡散の危険が主な関心の対象である。Jasentuliyana, *op. cit.*, pp. 529-532.
- 6) *International Legal Materials*, Vol. XVIII(1979), pp. 902-905.
- 7) U. N. Doc., A/AC. 105/C. 1/SR. 188, p. 6.
- 8) *Convention on Early Notification of a Nuclear Accident, 1986, and Convention on Assistance in the case of a Nuclear Accident or Radiological Emergency, 1986.*
- 9) U. N. Doc., A/CN. 4/360, in *Yearbook of the International Law Commission, 1982-Vol. II*, p. 55.
- 10) *Ibid.*
- 11) U. N. Doc., A/AC. 105/C. 1/L. 138, 提案国はオーストラリア, カナダ, コロンビア, エクアドル, エジプト, イタリア, 日本, ナイジェリア, スウェーデン。
- 12) U. N. Doc., A/AC. 105/C. 2/L. 115, 提案国はオーストラリア, ベルギー, カナダ, チリ, コロンビア, エクアドル, エジプト, 西ドイツ, イラン, イタリア, 日本, ケニア, メキシコ, シェラ・レオネ, スウェーデン, 英国。
- 13) U. N. Doc., A/AC. 105/238, *Annex II*, pp. 2-3.
- 14) *Ibid.*, p. 6.
- 15) G. A. Res. A/33/16, 1978年11月10日採択。
- 16) U. N. Doc., A/AC. 105/C. 2/SR. 314, pp. 6-7 and SR. 316, pp. 6-7.
- 17) G. A. Res. A/34/66, 1979年12月5日採択。
- 18) J. Reiskind, *Towards a Responsible Use of Nuclear Power in Outer Space—The Canadian Initiative in the United Nations*(with M. Cohen's Comment), *Annals of Air and Space Law*, Vol. VI(1981), pp. 461-462.
- 19) U. N. Doc., A/AC. 105/287, *Annex II*, p. 1.
- 20) *Ibid.*
- 21) U. N. Doc., A/AC. 105/C. 2/L. 129.

原子力衛星の法的規制

- 22) U. N. Doc., A/AC. 105/288, Annex III, p. 3.
- 23) U. N. Doc., A/AC. 105/320, p. 22.
- 24) U. N. Doc., A/AC. 105/352, p. 28.
- 25) U. N. Doc., A/AC. 105/320, p. 22.
- 26) U. N. Doc., A/AC. 105/352, p. 28.
- 27) 宇宙物体登録条約第4条によれば、既に国内登録が済んだ物体について、国連事務総長に、実行可能なかぎり速やかに、情報を提供することが求められているだけである。
- 28) 月条約第7条2項。
- 29) U. N. Doc., A/AC. 105/305, Annex II, p. 3.
U. N. Doc., A/AC. 105/C. 2/SR. 371, p. 10.
- 30) U. N. Doc., A/AC. 105/305, Annex II, p. 3.
- 31) U. N. Doc., A/AC. 105/411, pp. 24-25.
- 32) U. N. Doc., A/AC. 105/238, Annex II, pp. 2-3.
- 33) U. N. Doc., A/AC. 105/C. 1/SR. 188, p. 7.
U. N. Doc., A/AC. 105/C. 2/L. 134.
U. N. Doc., A/AC. 105/C. 2/SR. 368, p. 9.